

大量のいい点取伸ばせん

第2問

設問1

第1 (1)

1. Dの原告権

(1) 「法律上の利益を有する者(行政事件訴訟法(以下「行訴法」)9条1項)とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護される利益を侵害され又は必然的に侵害を免れるおそれのある者をいう。

すなわち、法律上保護される利益とは、当該処分の根拠法規から不特定多数の具体的な利益を専ら一般の利益の中に吸収解消するに止められ、それらに帰属する個人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含有と解される場合の当該利益を意味し、その判断は行訴法9条2項に従って行われる。

(2) Dは、本件無許可処分がなされると、大規模な事業用地が設置される際の土地の供給が過剰となり、Dの基地経営が悪化し、廃業せざるを得なくなるという経済的利益が被侵害利益と認められる。

本件許可処分は法10条1項に基づいてなされるが、同規定は具体的な要件の基準を設けていない。そこで、法10条の許可に係る事項とすることをその趣旨とする本件条例を「目的を共通にする関連法令」として考慮し、本件条例は3条1項において「基地等の経営主体を原則」として限定すること、基地等の経営の安定を図る趣旨である。Dは自己の基地経営が悪化し、廃業せざるを得なくなる可能性ある立場であるから、同規定はDの個別的利益をも保護する趣旨を含有と解される。さらに、Dの基地は本件土地からわずか300メートルしか離れておらず、経済的利益への影響を十分に受ける場所である。同規定の保護範囲に含まれる。

第2問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

12から、Dは原告の被害利益は法律上保護される利益
12から、原告適格が認められると主張する。

(3) B市は、~~その土地を被侵害~~基地等の経路の決定は、一般の
公益の中に吸収解消されるから、Dの個別的利益は保護し得ない
と反論する。

すなわち、これは「国民の宗教的感情への適合を目的としている
(1条)。そして、事件条例はその法の1条に定める趣旨法令であるから、
事件条例13条にいう基地経路決定も、国民の宗教的感情への適合を
究極目的とした過程の一つにすぎず、公益性が強い。

12から、Bは反論を要する。

(4) Eも、Dの原告適格は認められる。

2. Eの原告適格

(1) Eについては、事件計画が認められ、事件基地の経路が決定するに
より、事件事業所周辺において、墓参に際しては交通渋滞や騒音
等の放置による悪臭の発生並にカラス、ネズミなどの発生又は増加の恐れ
といった生活環境及び衛生環境の悪化が生じることによる、Eの健康
上の利益が被侵害利益として認められる。

事件計画の限は1条1項だが、前述同様事件条例を考
慮する。法条は「公衆衛生...の土地の支障を排除すること目的」とし、
公益性が強調されているように読める。しかし、事件条例13条は直接
公衆衛生に影響が大きい場をピックアップしており、事件事業所の利用有
が数日間隔する点で、住宅の居住者と変わり様から個別にEの解
上の利益を保護する趣旨と解釈。

（第2問）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

（甲）の、下の健康上の利益は法律上保護される利益にあつて、
下は財産価値に利益があるが認めらる。

第2 (2)

1. 裁量権の濫用

9) Bは、事件許可処分は裁量権の濫用により違法である（行訴法30）と主張する。

10) 法10条1項は、事件許可処分の根拠規定であるが、知事^等の裁量権を行使するに当たって、この文言を用いていふに、法は基礎等の要素に
も公益目的を拘束して、知事等の裁量的判断を認めている（甲）。
事件許可処分につき、B市長の要件裁量が法10条1項に認められて
いる。

11) 裁量処分が社会観念上著しく不当と認められる場合には
取消事由となる違法性が認められる（行訴法30条）となるが、知事の判断
程において、考慮すべき事情と考慮すべきでない事情と
考慮した場合には違法となる。

12) 事件条件13条が設置場所等の基準を、特に1項において
距離制限のうえ、定めた趣旨は、国民の宗教的感情に適合影響
の下で、場合と違つて違つて点にあるといふ。BとEが協力して事件
事業所を意図的にD所有土地に設置したことは、事件許可処分
が違法なように見えるが、上記趣旨にそつたものでないと
認められていたのに、B市長は考慮しなかつた。

13) 事件~~基地~~条件13条は経営主体を制限する趣旨は、公共
団体や宗教法人は経済的基盤が揺らぐことは少く、結果的に市民の

第2問

宗教的感情や公衆衛生にも負する点にあること、経営主体と
 いった事実上、上記の規定を適用すること、考慮すべき
 点の下に考慮したから

① 1/2

したがって、事件許可処分は社会観念上著しく不当と認められ
 違法と認めらる

(3) B市においては、実質的経営主体が~~事~~決定的に
 して、経済的基盤を握るものであるから、判断過程を
 (2)の考慮する必要は、事件許可処分は違法と認められ
 反論する

設問2

第1 Aの主張

1. Aは、事件不許可処分は裁量権の濫用として違法と
 から違法と主張する

事件基盤と周辺の生活環境が密接な関係にあるから、
 周辺住民の反対運動が激化してこれを不許可事由とするが、
 反対運動の激化は法14条1項の趣旨に反する国民の安全・健康の
 保護の要諦と関係ないから、考慮すべきでないとして主張する

① 1/4

また、B市内の基盤が保たれず、経済に悪影響が
 及ぶことを不許可事由としているが、あくまで法14条1項は法14条の目的
 を実現するものである、個々の基盤の経営について考慮すべき
 ではないとして主張する

② 3

したがって、事件許可処分は社会観念上著しく不当と認められ
 裁量権濫用と認めらるから、違法である

(第2問)

第2 Bの反論

Bは、法10条項は、法1条の究極目的達成を阻害するが、法1条は国民の宗教的感情の適合を挙げ、反文の強化も考慮して反論する

以上

第1 設問1 (行政事件訴訟法略)

1 問(1)

(1) 本件許可処分は 宗教法人 A に対してなされていることから、D 及び E は「処分…の相手方以外の者」である (9条2項)

では、D 及び E は「法律上の利益」を有しているかその意義が明らかでない
く問題となる。

(2) 行政事件訴訟法は 主観的訴訟であることから「法律上の利益」とは、法律上保護された利益であると解釈されている。

具体的には、当該処分を定めた行政法規が、権利を主張する者の権利を 一般的公益の中に吸収解消させるに 止めず、個々人の 具体的利益をも 保障する趣旨と 解釈される場合には「法律上の利益」があると解する。

その判断方法としては「根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」9条2項に 列挙されたもので 判断していくこととなる。

(3) D の主張する利益は、本件墓地の経営が始まることにより、D の経営状態が悪化する中で、墓地の管理が 不十分になるというものである。では、法は どのような 競争者の 営業を保護していると言えるか？

墓地、埋葬に関する法律(以下法と略)は10条1項により、「墓地、系内骨堂…者は許可を受けなければならない」と定めている。

そして、「墓地…が 公衆衛生その他、公共の福祉の見地から 支障なく行われることを目的とする」(1条)

1条は、墓地等が 適切に 管理されたいことにより 公衆衛生が 低下することを 危惧 恐れ 定められていると言える。

たとえ、少なくとも一般的公益として、Dの基地の管理悪化による
公衆衛生の低下に關する利益は保障されている。

さらに、B市基地等の経営許可等に関する条例（以下条例と略）
は、「関係法令」であるところ、同条例3条は「基地等を経営する
こと」である者は原則として地方公共団体とする」と定めている（条例
3条本文）

これは、経営主体を地方公共団体に限ること、系統論的に基地の
管理がなされることを目的としており、同条(1)、(2)が宗教法人が
公益法人であれば、系統論的に基地の適切な管理が期待される
ことで、例外として定められているものと言える。

さらに、同条2項は、事務所がその所在地に設置されている経
過したものでなければならぬと定めているがこれも同様の趣意である。

また、同様に条例2項5号、13条3項も、経営主体の経営の究
定により公共福祉公衆衛生の低下を招くとしているものと言える。

これらの規定の存在から少なくとも一般的公益として、Dの主張が
利益である。被侵害利益の内容、性質は、Dに關して言えば営業の
利益である。

本件処分において考慮されるべき利益の内容、性質は、その方が
営業の利益を保障することにより、公共の公衆衛生の低下を
防ぐことであり、個別的利益としても保障されるとDは主張
することから考えられる。

(4) これに反して、B市では、需給要件などが法律にも条例にも
も規定されている。Dの主張する利益は、公衆衛生の低下を防ぐ

見 本

第 1 問

という目的の反射的利益であり、法は個別的法益として D の主張する利益を保障していかいと反論する。

(5) 私見も、B 市の主張が正しいと考えることから、D は原告適格を有しない。

(6) では、E はどうか。

E の主張する被害利益は、生活環境及び衛生環境の悪化であり、この利益は、一般的公益として保障されている。なぜ??

また、条例 9 条 2 項 (4)、13 条 1 項は近隣 100メートル以内に存在する日常生活を送る者の公衆衛生、墓地等からの影響を保護する趣旨であり、個別的法益として、E の主張する法益を保護していると E は主張する。

(7) これに対して、B 市は 13 条が保護しているのは、住民とそれと類する程度に長期的に生活する者を保護する趣旨であり、~~個別的法益~~ E のような短期入所を想定しているような事業者の生活環境及び衛生環境は保護していかいと反論する。

(8) 私見は、E の主張する被害利益は生命・身体という重要な権利であり、墓地等はその距離が近ければ近いほどに権利利益の侵害の程度は大きくなる。

なぜなら、墓地に来る人達の車等の騒音や、お供え物の害じやうが群衆からおそれ、それが腐敗することによる悪臭により、生命、身体、公衆衛生といった権利が侵害されるおそれが高くなるからである。

として、その侵害は一回的なものに止まらず、反復継続して行われることとなる。

見 本

とあり、近隣100メートルにおいて日常生活をおくる者の生活環境及び衛生環境は個別的利益として保護されている。

19)したがって、Eには原告適格が認められる。

2 問(2)

(1) Eとしては、本件許可処分は、条例13条、3条に反して主張する。

2) 13条は、「障害福祉サービスを行う施設」から100メートル以上離れておかなければならないと定めているところ、本件基地と本件事業所は80メートルしか離れていない

13条は、基地を運営する者を限定しているが、基地を運営するにはいかなるも該当せず、違反が多数であり、3条の趣旨を踏まえなければならない。

(3) A 市は、(2) A に対し、13条但書により「市長が……支障がない」と認めれば、この限りでない」と定められており、本件許可処分はこれにあたり、と反論する。

A 市はこれに対して、「自己の法律上の利益に関係のない違反を理由として取消しを求めることができない」と反論することになった。

(行7法10条12頁)

(4) A 市の主張の通り、市長の裁量により例外は認められる。また、

BはEと協力のことで事業所を移転することで、距離制限の範囲内に入るとしたものであり、そのような者が許可処分取消において距離制限規定を主張することは権利濫用として言われないものであり、解は正しい。

よって、13条違反はない

A 行7法10条12頁は、「自己の……でない」と定められているが、これは

主観訴訟言であることに由来するものである。9条1項と同様である
と考えるべきである。

(4) よう B市主張の通り、Eには主張適格がない。

第二 設問 2 不許可理由

① Aとしては、植栽を行うこと、周辺の生活環境と調和するよう十分配
慮しており、新6条に基づき説明会を開催し、その他 審判上、法令と求めらる
ことをしていた。

えうであるにもかかわらず、本件基地の設置に対する周辺住民の反対運動の
激化という、条例、法律に於き事情を考慮して、不許可処分をすることは
他事考慮にあたり、裁量の逸脱濫用があると主張する(行訴法
30条)

2 次に、B市としては、植栽を行う「等」周辺の生活環境と調和する
ように配慮しなければならないと定められており、植栽を行おうという
意向と矛盾するものではない。

3 次に、「周辺環境と調和」(14条2項)や 公衆衛生等の文言
から条例の基地経営等で悪化する周辺の環境やその環境を享受する
者の利益を保護しようとすることは明らかであり、~~生~~ ②を
考慮することは他事考慮ではないと反論する。

3 私見、B市主張の通り少なくとも他事考慮とは言えないと考えること
から適法である。

不許可理由 ① に関し、

Aは条例、法律においても、他競争者の利益を保護しようとする趣
旨の読みとれるものの、他事考慮であり、棄権法であると主張する。

⑦
2/8

④

④
1/9

③
3

見 本

2 これに対して、B市は、経営無化により、基地周辺の適切な管理
が行われなくなっており、不許可処分を却下後に供出の適当性が否か
を考慮することは他を考慮しない反論が。 (3) 9/16/2018/25/2018

3 A市長の通り、法律条例において他事業者の利益を保護するよう
な取組のものは読み取れない。

そうであるにも関わらず、考慮要素として不許可処分をすることは他を考慮
にあたり違法である。

以上

56
100第
問

第1 設問1

1 小問(1)

(1) Dは既存の墓地経営者の営業上の利益が害されるとして、原告適格があると主張する。他方、B市は、上記の利益は法律上保護された利益とはいえないのに、Dの原告適格を否定すると反論は、

(2) Dの原告適格について

ア 取消訴訟において原告適格は「法律上の利益を有する者」(行訴法(以下、略)9条1項)に認められる。

これは、自己の権利若しくは法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分が、根拠法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般公益の中に吸収解消させるにすぎず、個人個人の個別的な利益といえる場合には、こうした利益も法律上保護された利益といえる。Dのような知分の寄附人以外の者については9条2項に則して判断する。△Dの主張する利益を争う事

イ まず法10条と本件条例は知分の根拠法令にあたる。

確かにこの法令は既存の墓地経営者の営業上の利益を保護することを明文で明示していない。

しかし、条例3条1項が墓地の経営主体を原則として地方公共団体とし、条例9条2項(5号)が、本件許可に際して墓地経営に係る資金計画書の提出を要求している。

よりして、この趣旨は、墓地が公共性の高い施設であ

（第 問）

ることに⁸。墓地経営の経済的安定性を求めることにあるといえる。この趣旨の実現には、既存の墓地経営者の経営の安定性を保護し⁹なければならない。この取扱法令は、B市内の既存の墓地経営者の営業上の利益を保護している。¹⁰

ら、本件許可処分が条約第1項等に違反し、違法と認められる場合、墓地が多く設置され、供給過剰となり、既存の墓地経営者は、経営不利益の減少に伴い、営業上利益が深刻な態様で著しく害される。¹¹

墓地は公共性が高く、かかる経営の営業上の利益は保護するべきであり、取扱法令は、この利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むといえる。¹²

エ 以上より、B市の既存の墓地経営者のうち、新たな経営許可により、営業上の利益が著しく害される者に原告適格が認められる。¹³

本件でみると、DはB市での既存の小規模墓地経営者であり、本件土地が300メートルしか離れていない所で経営をしている。そしてDの墓地は余剰スペースを区画か¹⁴でているのであるから、新たな経営許可により大規模墓地が設置されると、Dの営業上の利益が著しく害されるおそれが高い。¹⁵

したがって、Dに原告適格が認められる。¹⁶

(3) Eの原告適格

ア Eは本件墓地の経営の開始により、生活環境、衛生環境の悪化が生じ、障害福祉サービスに係る本件業務を¹⁷

1 奉行する利益が認められるとの理由に、原告適格を主張する。他方、
2 B市はこれらの利益は法律上保護される利益といえない旨を反
3 論する。

4 イ 処分の根拠法令13条1項2号が墓地と障害福祉サービス
5 施設との間には100メートルの距離制限を設けた上で、
6 14条1項1号、2号、3号が墓地には、障陸、排水路、便所、ごみ
7 処理施設の設置を義務とした趣旨は、墓参者の迷惑や車を
8 減らし、衛生を確保すること、障害福祉サービス施設の居住
9 者の生活環境、衛生環境を保護することにある。かかる
10 居住者の利益を確保するには、施設の車道の円滑な通行を
11 要するの、
12 上記根拠法令は、障害福祉サービス事業場の車
13 道を円滑に通行する利益を保護する趣旨を含む。

14 ウ 本件許可が条例13条1項2号に違反し違法であった場合、墓地
15 から100メートル以内にある障害福祉サービス施設は、周囲の自転車の
16 通行が原因で生活環境が非常に悪化し、供物等の放置によ
17 る悪臭や、カラス、ネズミ、蚊が増加すること、公衆衛生も非常に
18 悪化し、その結果として、上記施設の入居希望者が減少し、上記
19 施設の経営が立ちいかなくなる。

20 しなから、障害福祉サービスは公共性が高く、上記利益は要保護
21 性の高いといえ、根拠法令はこの利益を個々の人の個別的利益と
22 して保護する趣旨を含むといえる。

23 以上より根拠法令の趣旨、目的について考慮されるべき利益の
24 内容、性質を考慮すると、墓地から100メートル以内の障害福祉サ

（第 問）

1 スを行う施設の事業を営む者に原告適格が認められる。

2 本件では、Eは本件墓地の今約10メートルの所に施設を有し障害福祉サービスを行う施設の事業を営む者であるから原告適格が認められる。

3 (したがってEに原告適格が認められる。

4 2 小問(2)

5 (1)ア Eは本件許可が100メートルの距離制限を求める条例13条1
6 項2号に違反する違法があると主張する。

7 イ B市は次のように反論する。

8 Eが条例13条1項2号違反の主張をするに当たっては、権利濫用(民法
9 1条3項)であるというのである。

10 本件で、Dの代表者は本件許可処分されるのを阻止しようと考え、
11 Eの代表者と相談し、特に物販の必要はなかったにもかかわらず、D
12 の土地に本件事業所を設置した。かかる設置の目的は、Dの経
13 済的利益のみを確保するという自己保身の目的にすぎないから、
14 権利濫用にあたる。

15 したがってEの主張は認められない。

16 (2)ア Eは本件墓地の実質的経営者はAではなくCであるから、条
17 例13条1項に違反し違法と主張する。

18 条例13条1項が墓地等の経営主体を制限している趣旨は、営
19 利性を排除し、公益性、経済的安定性を確保することにある。

20 本件では、Cは株式会社であるから、営利の追求を目的とし、Cが墓
21 地の経営主体にあたることが、殊に反し、違法である。

（第 問）

1 イ これに対し B 方は 次のように反論す。

2 A は自らの資金で本件土地を購入している上、本件説明会には A
3 の担当者も参加して説明しているから、本件土地の~~実質的~~経営
4 主体は A であり、条例 3 条 1 項には違反せず、違法はない。

5 (3) 10 条 1 項は、自己の法律上の利益に関係ない違法の主張を
6 制限する。「自己の法律上の利益に関係ない違法」とは原告の権
7 利利益を保護する趣旨で設けられた法規以外の違法をいう。

8 ア 条例 13 条 1 項 2 号に違反するとの主張は、同条 2 号が E の原告権格
9 を基礎付ける法律上の利益に関与するもので、原告 E の権利利益を
10 保護する趣旨で設けられた法規以外の違法の主張にはあたらない。
11 したがって E はこの主張を主張しない。

12 イ 条例 3 条 1 項に違反するとの主張は、~~本件~~土地経営の経済的安定
13 性を確保するための趣旨であり、E の原告権格を基礎付ける法規
14 にあたらない。

15 したがって E はこの違法を 10 条 1 項に違反するため主張できない。

16 第 2 設問 2

17 1 本件不許可処分が根拠法令である法 10 条 1 項について一定
18 の裁量を認められる。許可等に係る行政判断は様々な公益
19 の総合考慮を要し、地域の実情を踏まえた専門的技術的判
20 断を必要とするからである。

21 2 処分理由 (ア)

22 A は周辺住民の反対運動が激しいことを理由として本件不
23 許可処分をすること、他事考慮であり、判断過程に社会通念上

(第 問)

著しい不合理があるため、裁量の逸脱濫用として違法と主張する(30条)

他方、B市は次のような反論を述べた。

確かに、法10条や条例は周辺住民の反対運動を考慮して不許可処分ができることを明文で定めていない。→裁量あり

しかし条例6条が説明会の開催や、説明会の内容を市長に報告することを義務付けた趣旨は、墓地の築設施設であることに鑑み、墓地経営者と周辺住民との何らの紛争を(さうなれば)防止することにある。そこでこれらの法令は市長が本件許可の判断を下す場合に、住民の意見を考慮する裁量を市長に与えているといえる。

したがって本件では他事考慮はなく、違法はない。

2 処分理由(イ)

Aは、B市内の墓地が供給過剰となり、既存の墓地経営者の経営に悪影響を及ぼすとの理由で、本件不許可処分とすることは、(他事考慮にあたり)、判断過程が著しく不合理で裁量の逸脱濫用として違法と主張する。

他方、B市は次のような反論を述べた。

前記のとおり、処分の根拠法令条例等は、B市内の既存の墓地経営者の営業利益を保護しているが、処分の際に、墓地が供給過剰となり、墓地経営に悪影響を及ぼす事情があることを考慮し裁量を市長に与えている。

したがって本件では他事考慮はなく違法はない。

以上

設問 1 (1)

1. Dの原告適格

(1) 行政事件訴訟法(以下法令省略)9条1項は、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必要然的に侵害されるおそれのある者をいう。D及びEは両者とも本件許可処分の名義人ではないため、法律上保護された利益の有無が問題となる。法律上保護された利益」とは、当該処分と定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益と専ら一般的公益に吸収解消せしめんとし、ゆえに帰属が個人の個別的利益としても保護する趣旨を乏し場合、このように利益もこれに当たる。

第

(2) Dの主張

予 本件条例は第10条1項の許可条件を年ごとに最低限遵守して行われなければならない

2

い規定を具体的に定めたものであると、本件条例第9条は処分の根拠となる

規定に当たる。その目的規定3条は墓地等の経営主体を限定しており、9条2項(5)

問

では、経営に係る資金計画書の添付が要求されている。また、13条3項では工場の有権を有するにせよ原則求められ、ただし書において例外的に経営に支障はないと認

めるときに解除されることとなる。これは、少なくとも墓地の経営安定という利益を

公益として保護する趣旨がある。さらに、墓地の経営の安定が損なわれると、墓地の経

営が悪化し墓地の管理が不十分となることを予想されること、第1条と第11条の目的

である支障なく管理・運営等が行われることを阻害する。したがって、本件許可に

おける処分規定は、墓地の経営上の安定を個別的利益として保護する趣旨を乏し。

Dは原告適格。本件墓地の経営の開始により、自己の墓地経営の安定を害さ

れる者に当たり、原告適格を有す。

(3) B市の反論

これは一般的な公益の保護

第

問

1 B市は、墓地経営は国民が利益を享受するという公益性を有しており、経営の安定
2 は目的を達するための手段にとどまり、一般的公益にとどまると反論する。

3 (4) 墓地は、国民の宗教的感情と実現する場であり、公益性は高い。本件条例
4 は、経営主体を限定し、資金計画書を考慮して経営の安定に配慮しているもの、
5 このほかにも墓地の公益性ゆえにその利用を確保するためのものとして、
6 経営者の利益を経営者の個別的利益として保護する趣旨は読みとれない。

7 したがって、Dは原告適格を有しない。

8 2. Eの原告適格

9 (1) Dと同様に検討する。

10 (2) 但しEの主張 < Eの主張する利益を失い害を

2

11 法1条は国民の宗教的感情及び公衆衛生を目的として考へ、本件条例で
12 具体的許可基準、墓地周辺の生活環境及び衛生環境を公益として保
13 護している。また、許可基準である条例9条は、(4)で周囲100メートル以内の区域を
14 の状況を明らかにした図画を要求し、13条で原則として定めたものの範囲
15 にあつては手続上の原則にないことを求めている。距離制限に加え、施設の設備に
16 ついても、国民の宗教的感情、公衆衛生上の配慮をみられる。

17 墓地等の施設は、死と関連付けられ、そのおぼろげな想起させるものであると、
18 周辺の生活環境と程々、を保護する趣旨は読みとれる。また、6条は周辺の住
19 民等に対する説明会の開催が定められ、周辺の住民を特に保護している。

20 このほか、距離制限がただし書によって解除された際の施設管理者等も利害を有
21 すると考えられる。たとへば法令に反してなされた場合、生活環境や公衆衛生の悪化は
22 墓地に引き付けられ、いかにその程度は大きいものとなる。また、財産権の侵害とは比べ、
23 金銭的に賠償するに足らない。

第

2

問

したバツ。況は、少なくとも墓地から100メートル以内の周辺住民及び、障害福祉サービス施設の^{の設置}生活環境、衛生環境を個別的利益として保護しているといえる。

Eは、墓地から80メートルの位置に障害福祉サービスを行う施設に当たり、原告資格を有する。

(3) B市は、条例13条ではその他の施設も挙げられており、個別的利益を保護する趣旨ではないと主張する。

(4) しかし、条例が各条文中において、国民の宗教的感情や公衆衛生に言及し、基準の中でこれを特に重視していることはEの主張通りであり、13条も含めて他のものが挙げられているとしても、これをもって一般的に保護しているにすぎないといえない。障害福祉施設においては、サービスを利用する利用者にも、住宅を利用する居住者とも変わりがない実態を有し、周辺住民と同等の要保護性がある。

したがって、Eは、この主張は妥当である。

よって、Eは原告資格を有する。

設問1 (2)

1. Eの主張

(1) 本件事業所はD所有土地に存在しており、本件許可処分は⁽¹⁾ 条例13条の1項の距離制限に違反しており、⁽²⁾ 基準を満たす違法である。(1)

(2) 本件条例は、⁽³⁾ 8条で墓地の経営主体を原則地方公共団体として、市長に⁽⁴⁾ 適当と認める場合に限って(1)(2)の主体に許されることになっていると3、⁽⁵⁾ これらは、墓地の公益的性質をふまえ、⁽⁶⁾ 経営が安定していることを求める趣旨と解される。管理利権のない団体ばかりよいとすべきとされる。さすれば、⁽⁷⁾ にかかわらず、本件墓地の実質的経営者はAではなく、株式会社Cであるから、⁽⁸⁾ 営利(8) 2

第2問

1 性バはい団体も経営者とする法の趣旨に適合せず、違法である。(2)

2. B市の主張

①について、本件具体的な事情の下では、Eがそのような主張をすることは権利の濫用として許されない。②について、本案上の主張は、10条1項で自己の財産上の利益に関係のない違法を理由としてまはすべきではないとされている。これは、9条1項と同じ意味と解されるから、Eは②を主張できない。

3. 本件事業所バ設置されたのは、本件¹⁵基地の経営開始により不利益を受けると考えたDが、本件申請に対するB市長の許可処分を阻止するためEと協力して行われたという経緯がある。E特に移転の必要性もなかったのにEがやらせられたということから、目的バもつばらえの阻止であつたことバ推認される。このような不当な動機に基づいて自らバ距離制限規定違反状態をつくり出した者¹⁶バ、当該条々の適用について違法主張をいうことは権利の濫用として許されない。

10条1項の法律上の利益については、9条1項と同じと考えれば主張事由バ狭くなりすぎるため、原告適格バ認められた理由のみならず、自己の利益に関係のある事由であれば主張すべきと解すべきである。よて、本経営の不安定により間接的に影響を受けるといふ、②の主張は認め許される。

4. したバて、Eの主張は②の限度で認められる。

設問2

1. Aは、B市の本件不許可処分バ、他事考慮及び考慮不²¹及により判断過程の合理性を欠き、裁量権の濫用²²により違法であると主張する(約許法30条)。10条1項は許可基準について具体的に定めおらず、その趣旨は、²³裁量の有無は、文意及び処分の性質により判断される。

第 2 問

1 経営の公益性にのみ限らず、多角的にその利便性を知事等に行かせ、判断の余地
2 と与えているといえる。したがって、裁量権認められよう。またA側の配慮を考慮せず

3 法1条の目的は、他の月1回住民の反対運動を考慮することではない(5)。

4 また、墓地経営の安定については、許可申請をした当該申請者、国民の
5 墓地の利用を可能ならしめ継続できるように求められるものであり、即ち既存の墓地
6 の経営の営利性は考慮されない(4)。

7 2. B市は、3.イともに、1条の目的を達成するための考慮要素として正当なものであ
8 り、裁量権の範囲内と反論する。

9 3.イについては、B市は住民の反対運動そのものを理由にしているわけではなく、
10 あくまでそのような状況において、説明会で住民から出ていた懸念を解消
11 できていないと評価するものであり、説明会を設けた6条の趣旨からこれを考
12 慮することは許される。Aの配慮を考慮してもなお、~~そのおかげで~~不許可処分を科すこ
13 も許される。

14 イについては、^{1) 経過は}経営の安定も、国民の利用、その継続という国民の宗教的感
15 情に資するため、他の既存墓地との関係をも考慮して判断することも
16 できる。実際B市は^{2) 墓地の公益性}佳給週利点、未だあり、このまま放置すれば目的である
17 1条の内容を害することになるため、これを考慮できるといえる。

18 4. したがって、裁量権の濫用はない。本行不許可処分は適法である